

本宮市新型コロナウイルス感染症対策支援交付金

国・県の協力金及び一時金

対象外事業者 応援給付金



新型コロナウイルス感染症拡大長期化の影響を受けて売上が減少している、国や県の支援の対象外となる全ての業種の市内中小事業者を支援します。
なお、農業のうち稲作については今後別支援を行います。

交付金額

一律 **10** 万円

申請期間

令和3年**9月27**日(月)～令和4年**1月31**日(月)

対象者

以下を**すべて**満たす、本宮市内に主たる事業所を置く中小事業者

①以下の**いずれも**受けておらず、**今後も**受けないこと

- ・「月次支援金」(国)
- ・「売上の減少した中小事業者に対する一時金」(県)
- ・「時短営業協力金」(県)

※いずれも令和3年9月までを対象に実施されたもの

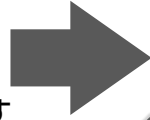
②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年8月または9月の売上が令和元年の同月と比べ**20%以上減少**していること

 **は、すぐそこに!** 
注意しながら **静かに過ごす**

申請手続き

オンライン申請は
こちらから

※様式等もダウンロードできます

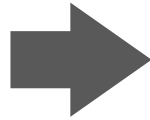


本宮市HP



国・県の一時金及び協力金対象外
の市内中小事業者への支援

郵送・持参提出は
こちらへ



●本宮市 産業部 商工観光課・農政課

〒969-1192

本宮市本宮字万世212

☎0243-24-5381

(平日8:30~17:15)

●市民部 白沢総合支所 (窓口受付のみ)

☎0243-44-2111

(平日8:30~17:15)

申請に必要な書類

- ①申請書(様式1)
- ②チェックリスト
- ③振込先通帳の写し
- ④令和3年8月または9月の売上台帳等
- ⑤令和元年8月または9月の売上がわかる確定申告書の写し
および売上台帳等
- ⑥本人確認のできる運転免許証、マイナンバーカード等の写し
※個人事業主のみ
- ⑦その他、市が必要と認める書類



よくある質問

Q. 令和3年8月の売上が20%減少していたので本給付金を利用しましたが、9月の売上が30%以上減少したことがわかりました。この場合、県の一時金を併用できますか？

A. **併用はできません。** 令和3年8月または9月を対象とした県の一時金を利用する場合、本制度の給付分は市に返還する必要があります。

その他、ご不明点等ありましたら本宮市産業部商工観光課(0243-24-5381)までお問い合わせください。